

つなぐ環境



つ★な★ぐ★環境パートナーシップ

地球環境パートナーシッププラザ (GEIC=Global Environment Information Centre)
環境パートナーシップオフィス (EPO=Environmental Partnership Office)

私たちは、持続可能な社会を構築するために、行政・NPO・企業など
多様な主体のパートナーシップによる取り組みを促進します。

web「つなぐ」はこちら <http://www.geic.or.jp/geic/info/tsuna/>

第5号

公園の畑でソバの種まきに挑戦中。ボランティアグループ「小山内裏公園連絡協議会」の協力で行われた。(提供 都立小山内裏公園管理事務所、11ページ参照)



CONTENTS

対談	
■「地域の活力を生かした環境のまちづくりを」	2
■1問1答式 指定管理者制度とは?	4
■PPP・PFIの流れで見る指定管理者制度	5
企業・行政・NPO・市民社会の動向を追う	
■新たな公的サービスの担い手として	6
■独自性が問われる自治体運営	7
■市民セクターから改めて発信する「公共性」	8
導入事例から見る制度の実際	
■NPO法人3団体によるコンソーシアムで 市民活動を支援する	9
■地域に根ざしたNPOの強みで、子育て支援を目指す	10
■企業のノウハウを都立公園の管理運営に生かす	11
■「持続可能な開発」セミナー開催中	12
■本の紹介	13
お悩み相談室	
■どうしよう!? パートナーシップ	14
■パートナーシップ・トーク	15
■掲示板	16

特集

「動き始めた 指定管理者制度」

地方自治法改正によって生まれた指定管理者制度は、公の施設の管理運営を、営利企業を含む幅広い団体に委託する道を開いた。利用者の多様なニーズへの対応や費用削減が期待されている一方、適切な団体を選ぶ選考プロセスの透明性、サービスの質を向上させるための評価、民が公共的なサービスを担う力を強化できるかなどが問われる。今回の特集では、指定管理者制度を概観するとともに、事例に基づいて制度の現状や可能性を検証してみたい。

対談 「地域の活力を生かした環境のまちづくりを」

崎田裕子: (特活) 新宿環境活動ネット 代表理事
伊藤久雄: (特活) 東京ランポ 理事

地方自治法の改正で指定管理者制度が導入され、環境学習拠点の管理運営業務もNPO法人が受託できるようになった。そうした例の先駆けとして、新宿区立環境学習情報センターの指定管理者となった(特活)新宿環境活動ネットの崎田さんから事例を紹介していただき、まちづくり活動を支援する(特活)東京ランポの伊藤さんからは、指定管理者制度によって行政とNPOのパートナーシップを築く上で何が求められているかをお話しいただいた。

<聞き手:川村研治(GEIC)、2004年8月20日採録>

内容重視の選考プロセス

川村 新宿区立環境学習情報センターの指定管理者となった経緯を教えてください。

崎田 6年前に新宿区が開催したシンポジウムで出会った人が、立場や分野を超えて横のつながりを求めて生まれたネットワークが新宿環境活動ネットの母体です。3カ月ごとの情報交換会や、学校と地域をつなぐ「新宿の環境学習応援団・まちの先生見本市」など、新宿区や区内の学校、企業と地元の人たちが協力して環境保全を進める活動をしている中で、地域に広げる拠点の必要性はずっと言われてきました。2003年12月に区が環境学習情報センターの設立と業務委託先の公募を発表したときには、これこそ私たちが期待していた拠点だということ応募することになりました。区では、指定管理者制度を導入する理由として、「コスト削減だけでなく、区民や地域の企業の活力を生かした環境のまちづくりを進めるために、民の力を入れるべき」とはっきりとおっしゃっていましたので、私たちがそれに応えようという気になったのです。選考のときには、区民や企業と連携しながら環境保全を区全体に広げるような活動をしてほしいと言われましたが、そのような要望にお応えできるような企画書として評価していただいたと思っています。

川村 はっきりした理念のある募集だったんですね。何件ぐらいの応募がありましたか。

崎田 説明会に参加したのが47団体でした。公益法人もありましたが、ビル管理会社のような企業も多く、結局、NPO法人2団体を含む13団体が企画書を出しました。その後、書類審査を通過した5団体が公開プレゼンテーションをして外部委員会が選定をしました。

川村 かなり透明性が高い手続きを踏んでいますね。指定を受けたのはいつ頃ですか。

崎田 内示は3月上旬でしたが、議会の承認が下りたのが26日。業務開始が4月1日なのに、なかなか正式に準備を始めることができず、直前が慌ただしくて大変でした。

川村 説明会では、金額の説明もあったのですか。

崎田 既存施設の転用でしたので、想定される予算の参考資料が示されて、これが目安でした。それから、入札ではないので値段

では決めない、企画内容によって選ぶと明言されました。

管理業務の実際

川村 業務の内容や委託費を教えてください。

崎田 総額で3000万円強です。半額弱は警備や掃除、保守点検費などで、こういう施設管理業務は入札で選定した専門業者8社と契約しています。

伊藤 指定管理者は施設管理業務が発生します。これまでのNPOへの委託契約は事業運営だけのことが多かったので、安易に考えて指定管理者に応募する可能性がありますが、こういう事務作業の負担が大きいのしかかることになりかねません。

崎田 ほんとうにそうなんです。私たちは行政の契約事務や施設管理をやったことがないので、山のような書類の内容を理解するにも時間がかかり、初めの何カ月間は大変でした。幸いメンバーに行政経験者がいて、助かりました。

伊藤 契約と財産管理の実務は、行政の中でも特に細かくルールが決められている仕事ですから、未経験者が取り組むのは相当に厳しいと思います。NPOが指定管理者になった場合は、初期の段階では契約や財産管理を行政職員が部分的に代行して、徐々にNPOに引き継ぐとか、準備期間を十分に取るなどの対応を考えないと、NPOがはじめてから全部やろうとすると負担が大き過ぎます。今でも、管理業務まで含めて委託契約に出している施設はたくさんありますが、だいたい行政のOBが入っている公益法人や社会福祉法人です。NPOがそうならないように気をつけたいと思いますね。

崎田 NPOが指定管理者になる場合、もっと行政の仕組みを理解して、実務能力を高めないといけないと思いました。

伊藤 行政側も簡略化したやり方やマニュアル化を考えるべきでしょうね。NPO側は管理業務の重さを考えて応募しないといけません。指定管理者の指定を途中で辞退したNPO法人もあるくらいです。

川村 管理業務の比重が大きいことはわかりましたが、NPOとして本来やりたいと思っていた活動の経費はどれくらいですか。

崎田 職員を雇用する人件費に約1100万円で、光熱水費を含め



崎田 裕子 (さきた ゆうこ) (写真左) 新宿区立環境学習情報センター <http://www.shinjuku-ecocenter.jp/>
ジャーナリスト・環境カウンセラー。1974年立教大学卒業。(株)集英社で雑誌編集を11年間務めた後、フリージャーナリストに。生活者の視点で近年は環境問題、特に「循環型社会づくり」を中心テーマに、講演・執筆活動に取り組んでいる。(特活)持続可能な社会をつくる元気ネット理事長。

伊藤 久雄 (いとう ひさお) (写真右) 東京ランポ <http://www.la-npo.org/>
1970年中央大学卒業、同年都庁(建設局)に入庁。現在、自治労東京都本部書記次長、(社)東京自治研究センター理事、(特活)東京ランポ理事を務める。

た施設運営経費がかかるので、事業経費は250万円です。もちろん、もう少し充てたかったのですが、予算配分は区に指定されました。人件費も、朝10時から夜9時までの開館時間に2人配置しようとすると、かなりきついです。管理運営担当の常勤者2人、事業担当非常勤2人、その他アルバイトスタッフですが、私たちは最低1人は環境相談を受けられる人材を置く企画を出しました。また、NPOメンバー20人ほどがプロジェクトをつくり、事業の企画運営を支えています。

伊藤 事業費が少ない分を利用料金でまかなうという発想があります。お客さんがたくさん来て、利用料金の収入で運営できる施設もあるでしょうが、区民ギャラリーや環境情報センターにまで適用しようとするのは無理な話です。それから、区民ギャラリーは場所があるだけで役目を果たしますが、環境情報センターのような施設はソフトが生命なわけですから、そこで何を日指してどのような事業を展開するのか、そしてそのための費用をどう負担するか、委託する自治体側はもっと考えないといけないと思います。

崎田 視察に来る方から、ここは同規模の公共施設の委託費の3分の1程度で管理運営しているのでは、という声を聞いたことがあります。初めてなのでよくわかりません。

伊藤 私が懸念しているのは、指定管理者制度が導入されることで、その職場で雇用されていた人が大量に職を失うかもしれないこと、人件費が縮小されることで雇用条件の悪い人が増えることです。

「夢」に向かって進む関係づくりを

川村 指定管理者制度では、運営の自由度がかなり高くなると聞いていますが、実感ではいかがでしょう。

崎田 ソフトの部分ではかなり自由にできています。こちらで作った企画書が評価されて指定管理者になったわけですから、その面ではやりたいことをやらせてもらっています。企業からの協力も得やすいと思いますよ。でも、難しいところもあって、公共施設としてかなり制約がかかっているように感じます。特にお金に絡むことが難しいですね。研修室・展示室の利用料金以外の収益事業は認められていませんし、環境関係の行事を行ったときに受講料をもらうこともできません。

伊藤 指定管理者にはかなり自由が効くはずなんです。行政の担当職員がまだこの制度に不慣れなために今までの管理委託契約のような考え方をしているか、あるいは、最初のケースだからとい

うことで過度に慎重になっている可能性がありますね。

崎田 こちらの団体のスタッフも、慣れない行政の施設で仕事をしているという意識がありますから、自分たちで決めていいことの範囲がわからず、相談してかえって混乱しているようなこともありました。行政もそうですが、NPOも勉強が必要なんだなと思いました。

川村 これからこの制度を生かすにはどういう視点が必要でしょうか。

崎田 確かに管理業務は大変だし、行政からのお金は少なくとも、私たちは協働の力で環境保全の活動を広めて、「環境のまちづくり」を進めたいんです。だから仕事がつくても、まだまだ大きな夢を持っているんですよ。最初は大変かもしれないけれど、NPOが行政の仕組みややり方を理解して、うまく協働ができれば、こういう拠点はもっともって生きてくると信じています。だからほかの方も、チャンスがあればどんどんチャレンジしてほしいですね。でもそのためには、行政の方もコスト削減を第一とするのではなく、私たちと同じように大きな夢を実現する過程を楽しんでほしいと思います。

伊藤 官が独占してきた公共施設を民間に開いていこうという流れは止めようがありません。ただし、短期的には雇用と労働条件の悪化をどう食い止めるかを考えるべきです。また、長期的には市民全体の共有財産である公の施設のあり方を考え、より良い運営の形を作る必要があります。指定管理者制度をうまく使いこなすには、施設の第三者評価が大事になってきます。そして、公共団体の職員も「自分の職場を守る」という意識から、市民と共に公共サービスのあり方を考えていく方向転換の機会にすべきです。

崎田 環境学習情報センターはまだオープンしたばかりですから、夢と現実の間にギャップがあるのは当たり前だと思っています。指定管理者になってから半年、実務に追われていたので私たちが余裕がなかったのですが、ようやく、センター事業と地域をつなぐ企画を広げるなど、動きが出てきました。今までのようにこもって夢を語り合い、市民・事業者・行政の協働で夢に向かって進もうと、今から来年度の準備も始めています。また、やはり公共施設として、より広い透明性・公平性を確保するために、定期的に施設利用者呼びかけて、パートナーシップ会議を開いていく予定です。環境パートナーシップの取り組みが広がるためには、いろんなことを学びながら、ぶつかった壁を乗り越えて行く必要があるんだなあとと思っています。

川村 どうもありがとうございました。

1問1答式

指定管理者制度とは？

地方自治法の一部改正（2003年6月公布、9月施行）にともない、公の施設の管理に関する制度が改正され「指定管理者制度」が導入された。地方公共団体が設置する施設の管理運営などの業務を委託する場合、従来は公共団体や、公共団体が2分の1以上出資する法人に限定されていたが、この制度により、議会の議決を経て企業を含む民間団体から「指定管理者」を選定することができることになった。

改正前 (地方自治法第244条～第244条の4)	改正後
管理委託制度 地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行。 ●地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等） ●公共団体（土地改良区等） ●公共的団体（農協、生協、自治会等）	指定管理者制度 地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。 ●指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。 ●指定管理者も、使用の許可を行うことができる。

制度の目的は？
多様化する住民ニーズに、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上を目指すと同時に経費の節減などを図ることが目的です。

公の施設とは？
公共ホールや図書館、公民館、公園のように、住民の福祉を増進する目的で公共の利益のために地方公共団体が設ける施設。試験研究機関や清掃工場など住民が利用しない施設は含まれません。

すべての施設が指定管理者制度に？
直営と指定管理者制度の2通りになります。現在、管理運営を契約で委託している施設は指定管理者制度に移行すると見られています。直営で管理運営している施設を指定管理者とするか、直営を継続するかは自治体に委ねられます。ただし学校、道路、河川など、個別法で管理者が規定されている施設は対象外です。

指定のプロセスは？
まず自治体が指定手続きなどに関する条例（案）を作成し、議会の承認を得ます。条例に基づいて「複数による公募」を行うのが原則とされていますが法的義務はありません。契約による委託ではないので、入札する必要はありません。選考方法などは自治体に委ねられますが、最終的には議会の議決によって管理者を決定します。法は指定期間を定めていませんが、今までの事例を見ると、2年から10年ぐらまでの幅があるようです。指定管理者が決まった後は、契約書に代わる協定書を結び、業務を行います。

施設の経費はどのようにまかなわれる？
公共団体の承認を得て、指定管理者が施設の利用料金を設定・受領することができるようになり、主に次の3つのパターンが予想されます。
(1) 公共団体が全額負担する (2) 公共団体の支出と利用料金でまかなう (3) 全額利用料金収入でまかなう

今後の経過措置は？
新しくできる施設に関しては、初めから指定管理者制度を導入することとなっています。現在管理委託が行われている施設については3年間の経過措置が取られ、2006年9月以降に完全実施されます。その時点で対象となるすべての公の施設は、指定管理者か直営かの2通りとなります。

PPP・PFIの流れで見る指定管理者制度

2003年9月に指定管理者制度が創設されてから、約1年間に経過している。最近多くの地方自治体では、わがまちの公共施設に指定管理者制度をどのように導入すべきかをめぐり、実務の現場が慌しくなっているようだ。こうした動きを踏まえつつ、指定管理者制度の政策的な背景をたどってみたい。

小松啓吾（株式会社日本総合研究所 PPP推進室 主任研究員）

PPP施策の一環としての指定管理者制度

指定管理者制度創設の目的は、公共施設の管理運営に民間の優れた技術力や経営ノウハウを導入し、コストの削減とサービス水準の向上を図ることである。しかし本質的には、民間のノウハウの部分的な活用にとどまるものではなく、公共サービスの提供という役割そのものを行政から民間に開放していく、という政策的意義もある。指定管理者制度はその点において、民営化、PFI（民間資金などを活用した公共施設の整備・運営）、アウトソーシング（外部委託）、さらには国が最近検討を開始した市場化テスト（官民競争入札）とともに、公共サービスの民間開放にかかわるPPP（官民パートナーシップ）施策の一環であると見ることができる。

順調な、しかし急激な滑り出し

そうした中、今回の指定管理者制度の創設は、地方自治法の一部改正という形で淡々と検討が進められてきた感があるが、実のところ非常に苛烈な内容である。2006年9月までの経過措置期間が設けられたとはいえ、現在行われている管理委託制度は、経過措置期間の終了後に廃止されることが決まっているからだ。

管理委託制度の廃止後は、指定管理者制度への移行のほか、行政による「直営」を選択することもできる。しかし、行政サービスの効率化が叫ばれている今日、直営の道を選ぶことについて、議会や住民の理解を得ることは容易ではない。政策的にも実務的にも相当困難であると考えられる。

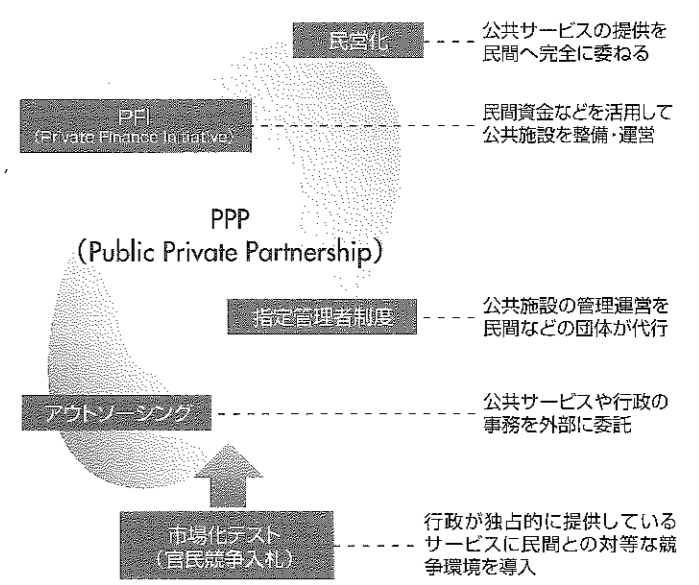
結果として、公社、財団法人、第3セクターなど、これまで管理委託の「受け皿」であった組織の多くは、民間企業との競争を経て指定管理者に選定されなかった場合は、縮小・整理へ向かわざるを得なくなる可能性がある。そこには、指定管理者制度の導入を機会に行政組織のスリム化を図り、ひいては地方自治体の抜本的な行財政改革を推進したい、という国の狙いを見て取ることができよう。

もう一つのPPP —市民と行政のパートナーシップ—

一方、指定管理者制度を支えるPPPの概念には、民間企業をパートナーに想定したPPPとは別に、もう一つのPPPが存在する。それは、市民と行政のパートナーシップである。

指定管理者となる民間企業がいかに優れたノウハウを持ってい

【わが国におけるPPP施策の概念図】



注：第3セクター方式、ジョイントベンチャー方式なども広義のPPPであるが、図には含めていない

ても、経済効率のみを優先すればサービス水準の低下を容易に招く恐れがある。それを防ぐためにはモニタリング（実施状況の監視）が不可欠である。実効性の高いモニタリングの仕組みを実際に作り上げるには、行政側の努力だけでは限界があり、利用者である市民の協力が欠かせない。特に、モニタリングにおける市民団体の役割は大きいと言えるのではないだろうか。

また、市民団体が指定管理者となる事例も今後増えるだろう。公共サービスの受益者である市民が提供者の役割を兼ねることは、きめ細やかでニーズに即したサービスを提供する上で非常に有力な手段となり得る。ただしその一方で、経営の安定性をどのように担保していくかが今後課題になると考えられる。

民間企業の経営努力に委ねるべきところは委ねつつ、同時に市民主体の管理運営やモニタリングを推進することで、公共サービスの効率化を図る。市場競争と市民参画という2つの側面から、指定管理者制度が今後大きな成果を挙げることを期待したい。

小松 啓吾（こまつ けいご）
神奈川県横浜生まれ。東京工業大学で社会工学を学び、同大学大学院修士課程修了後、1999年に株式会社日本総合研究所に入社。現在はPFI/PPP、市町村合併を中心に、行財政改革全般に関するコンサルティング活動に従事。

企業・行政・NPO・ 市民社会の動向を追う

セクター別動向 ① 民間企業編

新たな公的サービスの担い手として

<取材:小野亜由美・池田直子(GEIC)>

前例主義で硬直的になりやすかった公的サービスに民間事業者が参入することで、住民サービスの多様化や自治体経費の削減が期待されている。参入意欲と関心が高まるなか、営利追求と公共性とのバランスにどの事業者も挑戦している。

新たなビジネスチャンスか？

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営者として、民間事業者に広く門戸が開かれた。また、旧制度でいう管理業務の「委託契約」は、本制度では「指定管理」に変わり、管理運営者の権限と業務範囲が格段に拡大した。民間企業ではこの機会をどのようにとらえているのだろうか。

ビルメンテナンス業界は旧制度の頃から施設管理の受託経験は豊富であり、新制度への関心は非常に高い。特に駐車場や会議室貸し出しなどの施設管理業務の比重が高い施設では、その専門性（メンテナンスや空調・警備・清掃など）やコスト削減の企業努力が発揮されやすいと思われる。スポーツ業界でも、体育館・プールなどの健康・体育施設の指定管理者になる企業が出始め、関心が高まっている。今年の夏から秋にかけて、新制度に関する多数のセミナーが開催され、どれも盛況のようだ。企業の持っている専門性を生かし、ハード・ソフトの両面から施設運営の効率化が期待できそうな業界といえるだろう。

「これまでは公の施設に対して、メンテナンスや受付など個別の業務を受託することはできたが運営管理の代行まではできなかった。指定管理者となれば業務が複数年に及ぶことで経営は安定するし、利用料金制度の導入で経営努力へのインセンティブは高まる。ただ、新制度では住民に対する公的サービスを扱うにもかかわらず、サービスの目的や評価手法を含め統一した見解が見られない。また、先に制度ありきで中身は後から試行錯誤で決めている。対応する立場としては問題を感じている」と(株)ビルネット*1の海野勝至氏は新たなビジネスチャンスへの期待と困惑を語る。

公的サービスの成長に向けて

しかし、公の施設の指定管理者を営利目的の民間事業者が担うことを心配する声もある。新川達郎氏(同志社大学教授)は「公的責任の放棄、営利目的によるサービス低下、住民の利用権の侵害、住民参加や住民監視の不足などの面で一般的に批判がある」

と述べている*2。確かに利用料金が高騰すれば利用しづらくなるだろうし、公の施設において収益性を理由にサービスの切り捨てや縮小が起こるようでは本末転倒だ。

この点のチェックやモニタリングには、自治体も神経を使っているようだ。新制度導入間もない現在は、細かな運用ルールは指定管理者と自治体の担当者との話し合いで調整している。ある事業者から、「自動販売機ひとつ設置するにしても、合意を取り付けるために相当時間がかかった」という話を聞いた。また、あるスポーツ施設管理企業の担当者は、「通常のフィットネスクラブはすべて会員制だが、公共施設は一時利用者も広く受け入れる必要がある。その部分では営業戦略を変える必要があるので苦労している」という。サービス対象を絞り他社との差別化で顧客拡大をねらう民間市場のやり方だけでは、公的サービスに対応できないようだ。そのほか営業時間や広報への制約などもあるらしい。

自治体による過剰な「指導」は、公的サービスの担い手が育つ機会を逃すことにもなりかねない。運営の透明性を高めるためにも、税金でつくられた施設で民間企業が収益を上げることの是非を住民に問い、住民が公の施設に何を求めているのかを引き出しながら、民間サービスと公的サービスの違いを検証していく必要があるだろう。

求められる公益性・公平性への意識

指定管理者は「地域の求める公的サービスは何か、どのように創り出すか」ということを考える当事者となり、そこには多くの利害が直接関係してくる。旧来の受託法人や地元企業に対しては、施設管理の業務を発注する立場となるだろう。また、自治体の管轄部局、サービス提供にかかわってきた市民ボランティアやサービスを受ける市民、地域の問題に取り組んできたNPOなどは、自分たちとの調和を図り参加を促す意思と熱意と手腕とを、新しい管理運営者に期待していることだろう。従来の営利活動ではなじみの薄かった、多くの関係者を調整し公益性・公平性を意識することこそが、この新しいビジネスチャンスを生かす鍵となるのかもしれない。

*1: <http://bmnet.ne.jp/> *2: 『Volo(ヴォロ)』2004年9月号(大阪ボランティア協会が発行する市民活動総合情報誌)

セクター別動向 ② 地方自治体編

独自性が問われる自治体運営

栗原裕治 (特活)千葉まちづくりサポートセンター

改正自治法が施行された昨年9月2日以降、新たに作られた公の施設については新制度での指定管理者が生まれる一方、既存の施設についても、指定管理者に任せるか直轄管理にするかの基準作り、また指定管理者の条例整備など、慌しい動きが見られるようになってきた。各自治体はどのように対応しているのだろうか。

地方分権時代の自治を問う

各自治体は今のところ、指定管理者制度導入について慎重な姿勢を崩していない。地方の力が中央に試されているという印象があるからだろうか。こうした法律の改正などに際して、これまでは国(今回は総務省)が教科書的な対応方法を事細かに用意していたが、地方分権の推進を背景に今制度では、国は「法律はつくった。主旨も説明した。どのように対処するかは地方で考えなさい」と言っている。全国の自治体が画一的な動きをしないのは、こうした国の方針が影響しているためといえるだろう。

法律が施行された昨年9月2日以降にできた新しい公の施設は、指定管理者に任せるか、行政が直轄管理するかの二者択一となった。また、既存の施設については2006年9月まで3年の猶予期間が与えられた。そこで現在は、新設オープンする施設を持つ自治体の対応が先行しているという状況である。

公の施設は、コミュニティ施設、福祉施設、スポーツ施設、文化施設などさまざまである。例えば、千葉市は人口90万人の政令指定都市だが、都市公園法、学校教育法など、国のほかの法律で規定されていて指定管理者制度が適用できない施設を除くと、51種、300を超える施設がこの制度の対象になる。現在はこの内の29種、100を超える施設の管理を、従来の委託管理制度に基づいて公共的団体に委託している。

千葉市は、今年7月1日に「指定管理者制度導入に係る指針」を発表し、この制度の導入が可能ならすべての公の施設について、導入を前提としたさまざまな検討を行うこととした。検討期間はおおむね来年の夏頃までで、9月の議会で指定の手続きを含む個々の施設の「公の施設設置管理条例」が制定(改正)される見通しである。来年秋には施設管理者の募集が行われ、来年末には候補団体が選定されることになる。2006年4月には、NPOが多くの公の施設の指定管理者になっているかもしれない。

自治体の中には、「自分たちでつくった財団・団体に公の施設の管理を任す」という指針を既につくったところもある。そうした自治体では、指針で定めた施設以外で指定管理者制度を適用することになる。一方で、例えば札幌市や仙台市のように、すべての公の施設に共通な指定管理者手続きのための通則条例を定めた自治体も多い。このように、各自治体にはそれぞれの地方分権の方法があり、これからはいかに市民に開かれた自治体運営ができるかが問われることになる。そうした中で、ほとんどの自治体の既存施設の指定管理者制度導入の日程は、千葉市と同様に2006年4月に焦点が当てられているようだ。

市民参加の新たな仕組みとして

指定管理者制度は、民間市場拡大のための規制緩和政策の一つと理解されているが、NPOから見れば、自治体運営への市民参加を促す仕組みでもある。この制度ができた背景には、行政サービスの事業拡大やサービス向上のニーズがあること、民間が社会的な事業を安定して行うようになってきたことなどがある。もちろん行財政改革を迫られているという点も見逃せない。そこで民間に任せるのであれば、料金設定などの権限も含めようということになったのである。

だが課題もある。公の施設の指定管理者はNPOのような民間非営利セクターが望ましいと思われるが、そうした管理能力のあるNPOが果たしてどれだけあるだろうか。小規模なコミュニティ施設の管理運営は可能でも、文化センター、大規模スポーツ施設、博物館などの大規模な施設の場合は、非営利セクターがよほど力をつけないと、民間企業にはかなわないかも知れない。逆に営利目的の企業にとっては、資産や事業予算も少ない小規模施設には応募しにくいだろう。そうなれば指定管理者の住み分けが進み、小規模な施設では市民・NPOの無償性の側面だけが期待されることも懸念される。

また、これまで公の施設を委託管理してきた市町村が出資している財団法人、社団法人、社会福祉法人などの官製型の公益法人の将来をどのようにしていくかという問題もある。雇用・労働問題なども絡んだ課題であり、指定管理者制度導入を機に、市民に開かれた公益法人改革が望まれるところだ。

大切なのは、市民やNPOの知らないところで行政だけで公の施設やその管理運営のあり方を決めてしまうのではなく、市民・NPOと一緒に検討していくことだろう。市民・NPOによる公の施設の外部評価、行政の内部評価の公表など、市民・NPOと行政の情報共有も重要である。指定管理者制度は、自治体運営に市民が参加する仕組みの一つであり、地域自治・住民自治を広げていく重要な制度と考えている。

栗原 裕治(くりはら ゆうじ)

1950年生まれ。静岡県出身。南カリフォルニア大学工学部卒。民間非営利シンクタンク「組織工学研究所」勤務を経て、コンサルタント会社を共同経営。1999年に市民参加のまちづくりを推進する(特活)千葉まちづくりサポートセンターの設立に参加。現在、副代表。千葉大学非常勤講師。

千葉まちづくりサポートセンター <http://www.jca.apc.org/born/>

市民セクターから改めて発信する「公共性」

取材:小野亜由美(GEIC)

指定管理者と自治体は、協定項目から日々の施設の運営細目にいたるすり合わせ作業を重ねて「公共とは何か」の答えを模索している。指定管理者となった市民セクターは役所の行政執行手続きを学び、自治体にとっては従来の管理委託ではない市民への権限委譲と公共性のバランスを学ぶ機会となっているようだ。今制度をめぐる市民セクターのさまざまな動きを概観したい。

求められる民間活力

現在NPO法人が指定管理者になっている形態は3つに大別できる。これまでの運営団体がそのまま指定管理者に移行した「せんだい・みやぎNPOセンター」などの例、また公募提案・公開審査という手続きの中で提案が評価されて公営からNPO法人が指定管理者になった「なごやボランティア・NPOセンター」などの例、そして新設の施設において提案内容とともに従来からの活動の公益性への期待から指定管理者になった「新宿区立環境学習情報センター」などの例があげられる。選考される際に、NPO法人はその使命の公益性から指定管理者に馴染み易いが、企業と比較して組織基盤の脆弱さが心配されている。「なごや」のコンソーシアム方式は、複数のNPOが提供できるサービスの強みや利点を活かす形でひとつの新しいグループをつくる提案が評価された事例である。NPOが指定管理者になる新しい動きのひとつであろう。

新制度への慎重論も

このように管理者となるNPOが出てきた一方で、この制度の実用性という面ではまだまだ課題が多いという指摘もある。今年7月に東京で「NPOのための指定管理者セミナー」を開催した(特活)パブリックリソースセンター*1の岸本幸子氏は、「従来の行政施設を公共の施設として市民の声を反映したものに変わられる契機」と積極的にとらえつつも、「自治体は多くの施設を3年以内に新制度に完全移行しなければならず、条例設定や仕様の見積りの急ごしらえ感も否定できません。公共施設の目標・使命そのものが明確ではないのです」と、公共施設のサービスに対する評価基準のあいまいさを指摘する。

*1: <http://www.public.or.jp/> *2: <http://www.jnpoc.ne.jp/>

さらに本制度では、運営委託より権限が広がる反面、公的財産管理のための各種事務手続きの手間や経費の割合が拡大している。施設管理経験の少ないNPOにとって、こうした不慣れな作業は負担であると聞く。元自治体職員の協力を得る、または施設管理の受託経験が豊富な企業のノウハウを利用するなど、NPOが本来得意なソフト事業で力を発揮するためには、他セクターからの協力を得るのも有効だろう。

市民が真に求める「公の施設」とは?

「今、私達に必要な議論は、暮らしに密接にかかわるそれぞれの「公の施設」が本当に必要なものなのかどうかを、市民自治の観点から見直すことではないだろうか。それから、必要な施設については、官が維持管理していくべきか、企業がその専門性を生かした管理運営する方が望ましいのか、市民団体がその特性を活かし指定管理者となるべきものを見極める。その上で、指定管理者制度の透明性を高めていく『市民を交えた議論』が必要なのではないか」と(特活)日本NPOセンター*2の新田英理子氏は言う。

2003年に芦屋市は、行政改革実施計画の中で、「芦屋市立美術館は民間に委託する。委託先が見つからない場合には休館する」という方針を発表した。これに対し、市内在住の映画監督が中心となり「芦屋市立美術館のこれからについての話し合いを求める嘆願書」を市議会に提出し、採択された。2004年2月からワーキンググループによる公開での話し合いが続けられている。

自治体も「公共とは何か」を問い直さざるを得ない今、NPOを含めた市民セクターもこの制度をきっかけに、どのような公の施設、公共性をつくっていくのかについて改めて発信するチャンスといえるかもしれない。

(特活)FUSION長池 富永一夫

公共施設受託 経験者の声 社会活動を評価する新しい会計システムを

(特活)FUSION長池は、東京・多摩ニュータウン地域に密着した活動を展開するNPOです。指定管理者制度の導入前、2001年7月から八王子市長池公園自然館の管理・運営を受託し、年間延べ6万人ほどの地域住民の方々にご利用いただいています。体験学習プログラムの提供に協力していただけるボランティアの方も多く、そうした時間を合計すると去年は11,240時間にもなりました。教育委員会や教育機関、社会福祉団体(授産施設)とも連携し、食品企業や地元通信機器企業からは商品が無償で提供いただいています。これも地域の人々の思いを引出し、活躍・活動の場を提供する黒子(コーディネーター)役として、地域の人を「つなぐ」ことに徹してきたことで生まれた、地域の新しい「価値」だと思います。ボランティアに費やす時間、シルバー世代の生きがい創出、地域の助け合い、学校との連携、企業の社会貢献、社会福祉団体の社会参加などは、通常の会計では換算できない非貨幣的な価値(市民サービス)です。指定管理者を評価するにも、従来の来館者数・イベント数・会計コストなどの数字以外に、こうした価値に対する評価法が必要ではないでしょうか。

導入事例から見る制度の実際

導入事例 ①

NPO法人3団体による コンソーシアムで市民活動を支援する

なごやボランティア・NPOセンターは、名古屋市が2002年4月に開設したボランティアやNPOなどの市民活動の支援センターである。2年間は名古屋市直営で運営してきたが、2004年4月に「なごやボランティア・NPOセンター条例」を公布し、指定管理者制度を導入した。公募による選考の結果、「ぼらんぼセンター・コンソーシアム」という3つのNPO法人による共同体が指定管理者に選定され、8月から管理・運営業務を受託している。

NPOが連合組織を結成

名古屋市が指定管理者の公募を開始したのが4月7日、応募資料の提出期限は5月12日、ヒアリングが5月17日、そして指定管理者への移行が8月1日である。日程の余裕があまりに少ないが、既存の施設であったため、業務内容や規模がわかりやすかったことでタイトな日程での移行を可能にしたようだ。2つのNPO法人とNPO法人3団体による共同体の1団体、計3団体が応募した。営利企業からの応募がなかったのは、ボランティアやNPO活動支援のノウハウが乏しかったためではないかと思われる。外部委員を交えた選定委員会を選んだのは、「ボランティアネイバーズ」、「ボラみみより情報局」、「名古屋NGOセンター」の3つのNPOによる共同体「ぼらんぼセンター・コンソーシアム」であった。共同体であることによる意思決定の難しさに懸念を抱きつつも、市民の目線に立ち、工夫を凝らした講座などの企画内容が評価され、全員一致で決定した。

所長として現場を統括するのは「ボラみみより情報局」の代表者でもある織田元樹氏だ。織田氏にインタビューを申し込み、運営の状況をお聴きしたところ「まだ1カ月しか経っていないので、NPOの共同体としての強みや指定管理者制度のメリットを生かしきれしていない。今年度は慣れることを第1の目標にしたい」と語る。

ボランティア情報に詳しい「ボラみみより情報局」、まちづくり活動やNPO支援を得意とする「ボランティアネイバーズ」、国際協力の分野で活躍する「名古屋NGOセンター」がそれぞれの専門性を生かした事業を共同展開することでコンソーシアムは力を発揮できる。「NPOが共同で事業を行うにはそれぞれの団体の文化の違いを超える必要があります」と織田氏は言うが、それはNPOと企業や行政が共同事業を行おうとして苦勞しているのと同じだ。NPO同士だからすくなくうまくいくと思わずに、時間をかけながら違いを認め合って協働を築いていかなければならないのだろう。

難しい管理業務を乗り越えるのは 地道な努力

多くのNPOは、事業は得意だが行政のやり方に合わせた施設、設備、備品などの管理業務は不慣れである。なごやボランティア・

NPOセンターは、市民活動に関する情報提供、相談対応、会議室の貸し出しなどを行っている。市の環境学習センター「エコバルなごや」などが同居する複合施設であるため、清掃や警備などは指定管理料(1年間約3100万円の予定)の中から面積割合で拠出すれば良いが、パソコンなどの備品や書類など引き継ぐ資料がはつきりしていなくて苦勞した。だが「そうした引き継ぎが完全に終われば、軽減するのかもしれませんが」と織田氏は言う。「難しいのは、施設のレイアウトや申込書の様式を変えるにも行政との協議が必要なことです」。

施設の机やテーブル、書棚の配置は募集要項で定められ、利用申込書の書式は条例細則で決められている。募集要項で示された図面と異なる配置をしようすると市と協議しなければならない。利用者が使えるよう赤ちゃんを寝かせるベッドを置くにも市の承認が必要なのだ。「こういう施設は、利用者が使いやすいようにすることが重要。市民の声を聴き、運営に反映していく努力が続けていくつもりです」との織田氏の言葉は誰もが納得できるだろう。

なごやボランティア・NPOセンターの指定管理者制度は動き始めてまだ間がない。地道な実績を積み重ねることで、よりよい協働が生まれることを期待したい。



ボランティアや市民活動の相談窓口での対応にも、NPO連合組織の強みが期待される。

なごやボランティア・NPOセンター <http://www.n-vnpo.city.nagoya.jp/>

導入事例から見る制度の実際

<取材:須藤美智子(GEIC)>

導入事例 ②

地域に根ざしたNPOの強みで、子育て支援を目指す

2004年1月、仙台市から指定管理者に選ばれたNPO法人が管理運営する子育て支援拠点「仙台市子育てふれあいプラザのびすく仙台」がオープンし、この10月で9カ月を迎えた。市内中心部という便利な立地にあり、毎日200名前後の利用者があるというこの施設で、NPOの特質がどのように活かされているのだろうか。

委託と指定管理者制度の違い

仙台市は昨年、「仙台市すこやか子育てプラン」に基づいて子育て支援拠点「仙台市子育てふれあいプラザのびすく仙台」を開設するにあたり、管理運営を委託する団体を公募し、外部審査員による公開選考の結果、NPO法人「せんだいファミリーサポートネットワーク」(以下「ネットワーク」)を選定した。「ネットワーク」は、市が子育て支援拠点の計画を公表した際、仙台市内で子育て支援を行っていた3つのNPOの代表が中心となり、合計6回にわたって「子ども家庭支援センターを考える会」を開催して市民のニーズを吸い上げ、支援拠点のあり方を提言した。その後、自らセンターを運営することを視野に入れ、「ネットワーク」を設立した。

公募を始めた時点では改正地方自治法が施行されていなかったため、従来の契約による委託を考えていたが、昨年9月に施行されたのに伴い、市は指定管理者制度に切り替えることを提案。NPO側は管理業務の増加による責任とリスクを背負うことになるが、より柔軟な運営の可能性に賭けて提案に同意した。

市にとっては「ネットワーク」が指定管理者制度を適用した初めての例であり、互いに手探りのなか、双方が意見を出し合い確認しながら協定書を作る過程で信頼関係が深まったという。こうした点は、市が一方的に仕様書を決める委託契約と違うところだ。

市民の手で管理運営する拠点

市から支払われる年間約2200万円の指定管理料のほか、「ネットワーク」では一時預かり保育の利用料金(1時間あたり600円)を事業収入とし、年間約300万円を運営費に繰り入れられる見通しとなっている。委託契約と比べると確かに柔軟な運営はできるが、額としては十分とは言えず、資金面では人件費にしわ寄せが来ている状態だ。その分は、「ネットワーク」のノウハウで独自事業を開拓するなど、経験豊富なNPOならではの工夫をしている。

代表の小林純子さんは「すでに地域で実績を積んでいたため、事業の成功は確信していました。資金面ではたいへんですが、仙台市と協働することで公的施設を使えることのメリットは大きい。1団体では発信しきれない情報を広くほかの組織とも交換し合える情報拠点とするために、この制度を利用するという気持ちでやっています」と言う。小林さんたちにとっては、10年前からあためてきた子育て拠点を開くという計画が、市との協働によって実現した、との思いがある。自らを「地

域に根ざした子育て支援のプロ」と言いさることのできる「ネットワーク」だからこそ、まだ課題が多いこの制度の中で、市民による公共サービスを実現できているといえるだろう。

仙台市健康福祉局子ども家庭部子ども企画課も「行政だけで子育て支援はできません。長年地域で活躍して、地域の実態と市民のニーズをよく知り、なおかつ子育て支援の経験が豊かなNPOが管理運営するメリットは大きいと思います。利用者の目線で試行錯誤しながら取り組んでくれますから。NPOは反応が早く、すぐ実践に移せるのもいいですね」と、これまでの活動を評価する。

次の指定獲得も視野に

今後は、のびすく仙台を足がかりとして、ボランティア研修・地域のリーダー養成など新しい事業を官民協働で実施し、仙台市全体の子育て支援のネットワークを構築しようと活動が続いている。これは、小林さんたちが目指していた子育て支援の構想と仙台市の子育てプラン第2期行動計画に共通する目標でもある。

指定管理者の期限は2006年3月に切れ、市では再び公募を行う。「ネットワーク」は、長期的視野に基づく計画を立案するとともに、実績を積み重ねることによって、早くも再度の指定獲得に意欲を燃やしている。



地域の拠点として保育情報が充実した館内では、子育ての相談にのってくれるほか、親子で楽しめるイベントが盛りだくさん。スタッフがこやかに迎え、お茶を飲みながらゆっくりとリフレッシュできるので、乳幼児を連れてふらりと立ち寄る利用者も多い。仙台市外の住民も一時預かり保育(有料)を利用できるなど、市民の声を反映させたサービスが好評だ。

のびすく仙台 <http://www.nobisuku-sendai.jp/index.shtml>

導入事例から見る制度の実際

<取材:池田直子(GEIC)>

導入事例 ③

企業のノウハウを都立公園の管理運営に生かす

都立公園の指定管理者第1号に選ばれたのは、都市部で造園事業を展開する民間企業グループだ。独自の技術を生かした新しい業務展開に向けた試行錯誤が始まったばかりの現場では、地域ボランティアとの協調を目指す姿があった。(表紙写真参照)

4社合同のアプローチが選定の決め手に

東京都八王子市と町田市にまたがる都立小山内裏公園は、多摩丘陵地域の自然を多く残し、その敷地は46haと広大だ。雑木林が色濃く繁るサンクチュアリ(自然保護区域)や湧き水溢れる湿地帯が広がる一方で、水田や畑といった里山の風景も見られる。これだけ広く多様な環境の公園の管理・運営には、相当な管理基盤と専門知識を要するに違いない。

同公園の指定管理者として今年7月の開園から管理運営を手がける日比谷アメニスグループは、緑と花をテーマとした空間デザイン技術を柱に都市緑化や造園事業を展開する企業グループだ(2004年度の指定管理料は約7300万円)。(株)日比谷アメニス、日建総業(株)、(株)インテリアスケープ、(株)エコルシステムで構成される同グループは、今回の応募に向けて4社から十数人のプロジェクトチームを立ち上げて体制を整えてきたが、このアプローチが選定の決め手になった。「各社の得意分野がうまく融合されることで、公園管理に必要な総合的な能力の発揮と、新たな業務の展開が期待できた」。都の担当者(建設局公園緑地部管理課)は、17件の応募者の中から日比谷アメニスグループを選定した理由を述べる。

各社のノウハウ結集による挑戦

この事業は同グループにとって、公共の公園を舞台にどのような事業が展開できるか、新たな事業機会を探るためのモデルケースとしての位置づけにある。公園管理所総括マネージャーの高橋秀人所長は、「各社のノウハウを生かして、ここにある豊富な自然環境を、利用するすべての人が享受できる場を創っていきたい」と抱負を語る。その言葉の通り、それぞれの会社が持つ経験や技術を活用した精力的な取り組みが始まっている。例えばその一つに、クラフト教室や自然観察会などのカルチャー教室がある。企画プログラムの経験が豊富な(株)インテリアスケープが主導し、樹木医などの内部専門スタッフや外部ネットワークを生かした講師を起用し、多彩なプログラムを展開している。既に定員を上回る参加があるなど、利用者の評判も良いようだ。

また新しい試みとして、(株)エコルシステム主導による情報技術を駆使した新しい管理手法がある。「インフォメーションランドス

ケープ」と呼ばれるこのシステムは、地形や動植物のデータを公園管理の情報とともに、3Dの地図情報として蓄積できる。この地図を利用すれば、例えば立ち入り禁止のサンクチュア리를バーチャル体験することも可能だ。このシステムのための調査自体も都民共同で進めるなど、利用者と一緒に活動する場の創造にも一役買っている。10月以降、順次利用できるよう開発が進められているところだ。

地域が求める価値を模索して

このように独自性ある公園の管理運営も、地域住民から継続的に支持されなくては其の意義が薄らいでしまう。地域住民が公園に求める価値をくみ取り、それに答えていく工夫が必要だ。そのため地域ボランティアとの連携も重視されている。

「ニュータウンとして開発が進められるこの地域では、公園に残された緑は貴重な財産。それを守っていききたい」。このような住民の思いによるボランティア活動は公園開設以前から活発で、清掃や地域交流を主な活動とした「小山内裏公園連絡協議会」と、水田作業などを行う「里山の会」の主に2つの団体が継続的に活動している。開園後は、こうした人々を含め改めて公園ボランティアを募集、登録し、連携して取り組むための基盤を整えつつある。環境保全の考え方や活動に求める目的が個人で異なることを認識しながら、「必要に応じて専門家を起用しながら公園全体のあるべき管理方針を示しつつ、参加者の考えをまとめあげていくこと」が管理者の役割だと高橋所長は言う。ボランティアの人々を通じて、公園運営に関する要望のくみ取り、協働作業のあり方を検討していく考えだ。

技術力や専門知識などの民間企業の資源を基盤としながらも、その運用実施については住民との連携を模索する小山内裏公園の経験は、公園運営管理についてより柔軟で新しい発想を生む可能性が期待できる。2006年度の指定管理者制度への全面移行期を見据え、都立公園指定管理者第1号となった同公園の例は、東京都にとっても今後の都立公園のあり方を検証するための材料となるだろう。

小山内裏公園 <http://www.oyamadairi-park.com/>

グローバルな課題を理解し、各地域・各テーマで効果的に活動するために

「持続可能な開発」という概念が生まれて以来20年近くが経過した今、各地・各団体が取り組んでいる環境保全活動はこの「持続可能な開発」とどのような関連性があるのだろうか。

持続可能な社会の構築を目指し、行政・NPO・企業など多様な主体のパートナーシップを促進する—こうしたミッションを掲げるEPO/GEICでは、7月から「持続可能な開発」に関する連続セミナーを開始している。地球環境問題に関するグローバルな流れと、個別地域の活動のつながりを見出そうというものだ。

2004年7月27日に開催した第1回では、京都大学大学院教授の

松下和夫(京都大学大学院地球環境学)

「ヨハネスブルク・サミットからの出発」(講演抜粋)

ストックホルム国連人間環境会議からリオサミットへの流れ

1972年当時は産業公害の深刻化を背景に、環境問題は先進国の問題と捉えられ、途上国からは「もっと開発を」という議論が中心であった。そうした対立はあったものの、「ストックホルム人間環境宣言」と「行動計画」が採択され、国連環境計画(UNEP)が設立された。この頃、先進国では相次いで環境担当部局が設置され、日本でも環境庁ができた(1971年)。

80年代、環境と開発は対立概念として捉えられていたなか、ブルントラント委員会(環境と開発に関する世界委員会)が1987年にOur Common Futureというレポートを発行し、「持続可能な開発」を提唱。将来の世代のニーズを損なうことなく現在の世代の必要性を満たすという考え方を示し、これがその後のキーワードとなった。

地球サミットの成果と評価

1992年の地球サミットでは、具体的な行動計画として「アジェンダ21」、それを実施する際の基本的な考え方(「汚染者負担原則」「共通だが差異のある責任」「予防的アプローチ」など)を示す「環境と開発に関するリオ宣言」が採択されたほか、気候変動枠組条約、生物多様性条約への多数の署名が得られたことが成果として挙げられる。

また、準備段階を含め、NGO、地方自治体、産業界もプロセスに参加できる機会をつくったことも評価できる。フォローアップ組織としては持続可能な開発委員会(CSD)が作られ、毎年アジェンダ21を点検する仕組みが整備された。

地球サミット後10年の評価

日本でも環境基本法などができ、条約もさまざまなものができたが、地球環境問題(砂漠化、森林減少、衛生的な水の不足、気候変動)は、悪化の一途をたどっている。

松下和夫氏を講師に招き、「ヨハネスブルク・サミットからの出発」と題して講演をいただいた。1972年の国連人間環境会議、1992年の地球サミット、そして記憶に新しい2002年のヨハネスブルク・サミットまで、歴史的な流れを通して今日の持続可能性の議論の基本を押さえようと試みた。



新しい問題としてはグローバリゼーション(世界経済の一体化)がある。貿易・経済の自由化によって恩恵を受ける人がいる一方で、市場経済の振興・世界経済の一体化によりかえって格差が広がり、特に自然資源依存地域での弊害が大きい。

ヨハネスブルク・サミットの成果と評価

このサミットのテーマは、既に採択されているアジェンダ21をどう具体化するかという行動指向型であり、期限を区切って数値目標をつくるのが目的であった。アジェンダ21を促進する「ヨハネスブルク・サミット実施計画」や「約束文書(自ら意欲のある国等が国連の基準に従って宣言し登録するもの)」が採択され、日本からは約30のイニシアティブが出された。しかしながらサミット全体の評価としては、環境破壊の趨勢をどめ、持続可能な発展を確実にするための具体的な方向転換に合意し、高度な政治的意思を結集するものとはならなかったと言わざるを得ない。このため今後のフォローアップがとりわけ重要である。

サミット後の個別テーマのフォローアップとしては、世界水フォーラム、京都議定書発効問題(ロシアの動向、EUの排出権取引市場の実施)、自然エネルギー2004国際会議(自然エネルギーの大幅拡大)、持続可能な開発のための教育の10年などの動きが目される。

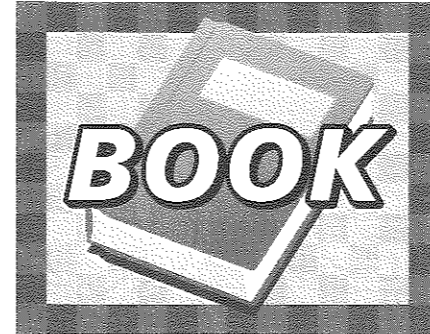
重要なのはローカルな取り組み

地球環境問題は世界的・歴史的に見る必要があるが、環境問題に取り組む基本単位はローカルな取り組みである。国よりも地域などできるだけ身近なところで意思決定することが大切。地域で人・金・資源・技術が循環し、各地域での政策実験のサポートを政府が担うのが望ましい。その際に、情報公開の透明性を確保する必要がある。これらを通しての環境民主主義がこれから重要となっていくことであろう。

場でどう実践していけるか、というテーマで展開する予定です。セミナー当日の資料、今後の予定などは、随時ホームページに掲載します。

<http://www.geic.or.jp/geic/partnership/sd/index.html>

シリーズ第2回は、地球温暖化と森林問題をテーマに8月24日に開催しました。今後も環境問題の各論に絞った議論、また、環境以外の分野における持続可能性、さらに日々の暮らしやビジネスの現



本の紹介

近頃活発になってきた環境税をめぐる議論。その参考になるような本をはじめ、今号の特集に関連して公共の施設にまつわるまちづくりの本を集めました。

『指定管理者制度—「改正」地方自治法244条の概要と問題点』

東京自治問題研究所編 定価515円(税込)
東京自治問題研究所発行(2004年) ☎Tel. 03-5976-2571 ISBN4-902483-00-9

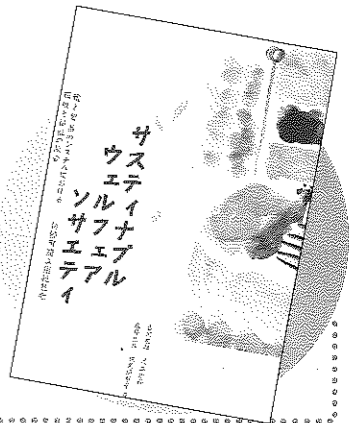
そのものズバリ「指定管理者制度とは何か」について、導入に至った背景から問題点までコンパクトにまとめられている。具体的な施設を例として取り上げているためイメージしやすい反面、全体的にこの制度改正に否定的な立場から述べられており、これによって予想される公共施設管理の未来が悲観的にとらえられているため、少々面食らう読者もあるかもしれない。ただし、指定管理者制度を導入する自治体、また指定管理者として名乗りを上げる団体にとっても、こういった視点もあるのだということを知っておくのは有益だろう。



『サステナブル ウェルフェア ソサエティ 持続可能な福祉社会 ~税と貿易のシステムにおける環境と福祉の統合~』

古沢広祐・足立治郎・広井良典・佐久間智子著 定価1000円(税込・送料別)
「環境・持続社会」研究センター発行(2004年) ☎Tel. 03-3447-9515

成熟した経済社会システムとはどうあるべきか。この問いに対して本書は、環境と福祉を統合した「持続可能な福祉社会」なるビジョンと構想を提唱し、具体的施策として環境税の強化を主とした改革のアイデアを提示する。研究者やNGOが、それぞれの立場で成長思考の欠陥を鋭く説く部分は、社会システムの歪みを目の当たりにする場面の多い今日納得する部分は多い。単なる理想論から一歩踏み込んだ具体策まで投げかける内容は、持続可能な社会の実現がなかなか見えにくい中で、思い切った転換へ向けたヒントを提供してくれる。



『走れ!まちづくりエンジン —千代田発 市民活動が拓く「新しい公共」—』

千代田まちづくりサポート会議・卯月盛夫・北沢猛・森まゆみ・平岩千代子編 定価2000円(税込)
ぎょうせい発行(2004年) ☎Tel. 03-5349-6666 ISBN4-324-07370-8

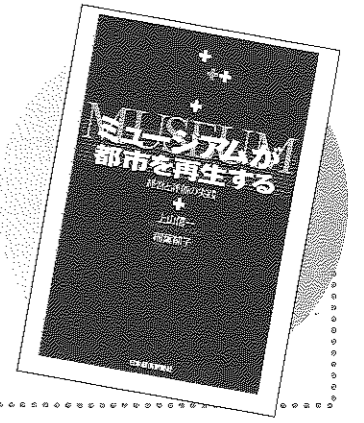
市民の自発的なまちづくり活動を応援しようと、千代田区まちづくり推進公社は「千代田まちづくりサポート」を創設。住宅、健康、福祉、歴史、産業、祭り、子ども、緑化など、他都市では見られないユニークな活動が始動している。区内に住み、働き、学ぶ多様な人々のネットワークに、「まちサポ」が火をつける形で「新しい公共」を生んだのだ。税金ではなく、町衆である民間企業や個人の賛助会員の会費を基金にした支援、公開審査、公開報告会、OBによるサポーターズクラブなど、空洞化する都心でまちづくりが成功した知恵と秘訣が凝縮された一冊。



『ミュージアムが都市を再生する—経営と評価の実践』

上山信一・福葉都子著 定価2100円(税込)
日本経済新聞社発行(2003年) ☎Tel. 03-3270-0251 ISBN4-532-31092-X

「ハコモノ」行政の象徴と揶揄されることの多い美術館だが、筆者はニューヨークを中心とした多数の事例から、多彩な人材と産業を引き寄せ、地域の潜在力を掘り起こす社会変革の起爆剤としての可能性を見出している。その力を発揮するために必要な管理運営改革の具体案を、資金調達方法から人員配置、評価方法など多岐にわたり提案。これらのミュージアム改革策は、美術館関係者のみならず、構造改革により経営的感覚を迫られている公共施設運営者にとっても、入館者数やイベント数を越えた公共財の価値への新たな視点を広げてくれるだろう。



お悩み 相談室

どうしよう!? パートナーシップ



EPO/GEICにはパートナーシップに関するさまざまな相談が日々寄せられます。前号からスタートしたこのコーナーでは、よくある相談をめぐって3人のEPO/GEICスタッフが誌上ディスカッションを行います。果たして解決の道は見つかるのでしょうか。

相談

地方自治体に勤務しています。NPOとのパートナーシップを促進する立場にいますが、自分たちが協働できそうなNPOをどう見極めていいのかさえ実はよくわかりません。大都市圏と違い、この辺にはきちんとした活動をしているNPOは多くなく、その中で役所の事業と一緒にできそうな信頼できるNPOが見当たらないのですが…。

スタッフA 「パートナーシップを促進する立場」ってことですけど、パートナーシップを組むこと自体が目的のようにも聞こえますね。

スタッフB ええ、この質問からはパートナーシップで何を成し遂げようとしているのか、ビジョンとか目的が見えてこないな。

スタッフC NPOに何を期待するのもはっきりしてないみたい。役所では出せないような斬新なアイデアを求めているのか、何かの専門知識なのか、地域住民をコーディネートすることなのか…とか。

B どんなジャンルの専門性を求めるのかが重要だね。例えば一口に自然保護といっても森林とか河川とか細分化されてそれぞれに必要な専門性はまったく違う。最近のように住民が求める公共サービスへのニーズが多様化してきて、役所としてはどうしても公平性も重視せざるを得ない。

C だからこそ、ある分野に特化して専門的な能力や経験のあるNPOと組むことに意味があるわけでしょう？何を誰と何のために組むのかを今まで以上に明確にしないとイケない。単に今までの事業費を安く抑えるために、なんでも手伝ってくれるNPOなんて期待できないでしょう。

A ところで、「きちんとしたNPOが少ない」というけど、本当にその地域にないのか、知らないだけなのか見極めが必要じゃありませんか？

C そうですね。内閣府の最近の調査*でも、自治体ではNPOの事業報告書や収支計算書から情報を探しているのに、NPOは機関誌やホームページでの情報発信を重視していて、そこにミスマッチが起こっているという指摘がありましたよ。行政の職員ももっとアンテナを広げると、意外といい活動をしているNPOが見つかるかもしれないですよ。

A でも、そもそもNPO法人でなくてもいいわけですよええ。

C 大都市圏でない場合、町内会、村の青年団、農協なんかの昔ながらの組織が生きていることも多いでしょうね。そういう既存の組織をうまく巻き込んでいる例もありますよね。

B うん、極端な話、そうした組織になっていなくてもいいかもしれない。人口が少ない地域ならかえって地域住民の顔が見えやすいだろうから、地域のニーズに合うことを行政のパートナーとなってやろうとしてくれる人を発掘して、組織を育てていくとか。

C うーん、理想的かもしれないけど、そうとう手間がかかりそうですね。協働のコーディネーター的な資質がないとできない仕事ですよ。行政ではそこまでできないから、そういう役割もNPOに期待してるんじゃないですか。

B 誰がやってもいいけど、そうした手間のかかるプロセスを経ることで浮かんでくる地域のニーズもあるでしょう？そういう発見があるのもパートナーシップの良さだと思いますよ。

*内閣府NPOホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/report/h15a-1.html>

パートナーシップ・トーク

本業の技術を提供して海の環境修復に取り組む柵瀬信夫さんと、週末を利用して身近なまちづくりに汗を流す後藤奈穂美さんに伺いました。



柵瀬 信夫(せくらののぶ)さん
鹿島建設(株)
環境本部地域環境計画グループ

1949年生まれ。水産の専門職として20年、水域を中心に環境保全、修復を担当。現在、使用されているコンクリートの欠点を改良した、湿潤し、生き物が住めるウェットコンクリートを開発、販売中。

本業の技術を生かした社会貢献を目指す

これまで、特にこの10年というもので、建設会社が自然を壊してきたと言われてきました。自然環境や、そこに住む人間を含めた生き物に配慮しない計画・設計を行ったことが原因でしょう。そうした中、新しい開発や既存の建造物の改修で、どうしたら環境を良くできるかを具体的な形にすること、また、それを社会還元と企業利益へどうつなげるかが環境対応担当者の私たちに求められています。

そのためには、身近な環境や生き物に対し、まずは社内で関心を持って理解を深めてもらう必要があります。いったん理解を得られれば種々の技術考案が進み、いくつもの具体的な解決策が実際に生まれます。こうした理解を得る際に助けとなるのが、理論だけでなく実物や現場であり、義務教育で教わるような平易な説明で、わかりやすく感じてもらうことが基本となります。

そして、アイデアが技術や商品として形づけられると、次に現場での評価を求めます。学識経験者や専門家に託すよりも、現場を知っている一般の人々に多様な意見を求め、評価してもらうことが合理的と考えています。そのため、行政、住民、大学などとの協働事業に無償で技術を提供し、事業の推進に協力しています。例えば、横浜市金沢区での海の環境修復事業では、資源量調査のハゼ釣大会や、アサリ潮干狩り調査、そしてアマモ再生事業でも、必要な技術と器材の提供、さらに地域の人が自主的に行うために必要な、基本的な考え方とための技術の移転も行い、好評をいただきました。

ある協働事業の会合で、一部の大学の先生とNPO代表者から「企業は金だけ出せばよい」との発言がありました。これが企業に対する認識の現状でしょう。しかしこれからは、お金を出さずだけという従来の役割から枠を広げ、企業が開発した技術、保有している一般的なノウハウを、有償無償を問わず取り込むことが、協働事業を活性化させ促進させる近道ではないでしょうか。

落書きをなくして住み良いまちづくりに先手を



後藤 奈穂美(ごとう なほみ)さん
キープ鎌倉クリーン推進会議(KKC)
のアクティブメンバー
(株)佐野環境都市計画事務所

散乱ゴミ抑止清掃プログラムAdopt-A-Highway-Programの導入プロジェクトを国、地方自治体、業界団体それぞれと推進。現在は「官民共同による公物管理」「道路を利用した地域活動」などをテーマに取り組み中。仕事を離れてKKCで活動するほか、野良猫ボランティアにも手を染める。

キープ鎌倉クリーン推進会議(通称KKC)は、平成11年7月に鎌倉市内の市民団体が中心となり、鎌倉を清潔で住み良い環境に維持する目的で発足した任意団体です。活動は随時、ミーティングは毎月1回開催しています。KKC発足以来、散乱ゴミ対策、不法看板の撤去など、さまざまな取り組みをしてきましたが、成果の1つに「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(いわゆる美化条例)」が挙げられます。市民提案から1年後の平成13年10月に施行されました。市民条例案ができるまでの間は行政と市民とで毎週協議を重ね、一般の方々の理解と協力を得るためフォーラムを2回開催しました。

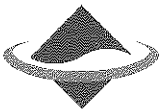
最近の主な取り組みは「落書き」です。皆さんも、ローマ字をアレンジしたような「タギング」を街でよく見かけるといいます。これは、暴走族などが縄張り主張のために印を付ける行為で、目的の場所へバイクで乗り付け、一瞬で描き上げて去っていきます。落書きは、現行犯逮捕が原則なので、取締りが難しいのです。除去にはリモネン系溶剤をスプレーして拭き取るか、ペンキを上塗りします。落書きは容易ですが、除去には大変な労力が必要です。7月に「落書き防止条例」を市民から提案、来年施行される見込みですが、当面は「発見したら消す!」の繰り返しです。つい先日、一夜にして100カ所ものタギングがありました。

KKCの活動は土曜日が多く、役所は休みですが、自宅管理の難しい溶剤一斗缶を市の倉庫で保管してくれています。また、県からはゴム手袋やウェスの支援を頂いています。安全ベストは業界団体の寄付です。KKCの速やかな落書き消し活動は、このような皆さんの支援で成り立っています。かつての荒廃したニューヨークが、落書きの徹底排除により治安を復活したのなら、落書き急増中の今こそ、行政と市民のパートナーシップにより、先手を打つ必要性を痛感しています。

掲 示 板

環境パートナーシップオフィス (EPO) / 地球環境パートナーシッププラザ (GEIC)

今回特集した指定管理者制度については、EPO/GEIC以外の拠点・市民団体が発行するニュースレターでもここ最近取り上げられることが多いようです。市民が自治にかかわる新しい制度として、いかに注目されているかの表れと言えるでしょう。一方で、NPOや民間企業の参入によって「職を奪われる」として一部反発の声があるのも事実です。3年後の完全移行時に、この制度がどれほど使いやすく成熟したものになっているか、EPO/GEICでは初めだけでなく今後もウォッチしていきたいと思っています。(こ)



環境省

昨年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」第7条に基づき、文部科学省と共同で「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」を作成しています。この基本方針は広く一般の意見を聴きながら作成することとしており、パブリックコメントなどを通じて意見を聴くとともに、環境教育などを実践している方や有識者の意見を聴く「基本方針の作成に向けた懇談会」を開催し、基本方針の作成に幅広い意見を反映させています。環境保全活動・環境教育推進法は、10月1日から全面施行されました。この基本方針を踏まえ、パートナーシップの促進をはじめとして、さまざまな主体による自発的な環境保全や環境教育のための活動が、さまざまな場で広がっていくよう取り組んでいきます。(あ)



国際連合大学

グローバルプロジェクトのインターリンクージイニシアチブでは、多国間環境条約を各地域で効果的かつ効率的に実施していくことを目的とし、包括的な人材開発に焦点をあてた各種活動を展開しています。課題把握のための国別事例研究の一環で8月下旬にはインドネシアを訪問し、国際条約に基づく活動の担い手が現場でどのような問題に直面しているのか、政府機関や企業およびNGOなどの生の声をヒアリングしました。今後秋からは、南アジア地域の事例研究を行い、2005年2月にはスリランカにて南アジア地域会合の開催を予定しています。活動報告は随時ホームページに掲載予定ですので、ぜひご覧ください。(な)



NPO、企業、行政の開催するセミナーやイベント、ボランティア募集、書籍紹介などの情報が満載のホームページです。テーマや地域など要件を設定して検索することができ、毎月おすめの情報もあります。情報の発信を行うには、ホームページから団体登録をしてください。 <<http://plaza.geic.or.jp/>>

メールマガジン [Partnership INFONET]

GEICでの行事のお知らせを中心に、「環境らしんばん」からのイベントピックアップ、新着書籍のお知らせなど、耳寄りな情報を集めてお送りしています。毎月第3木曜日に定期発行、必要に応じて臨時号も発行し、タイムリーな情報を配信。お申し込みは、下記のホームページよりどうぞ。
<<http://www.geic.or.jp/geic/info/merumaga/>>

ライブラリー

ニュースレターコーナーは、一般には手に入りにくい会員向けの機関誌を閲覧することができる人気のコーナーです。環境NPO、省庁、地方自治体、情報センター、企業、国際機関、海外の団体など約300種類の機関誌がそろっています。個性あふれる機関誌はその団体の顔。社会の動きと最新の取り組みをじっくり読んでみませんか。
<<http://www.geic.or.jp/geic/service/search/keyword.html>>

【つな環】第5号

2004年10月発行

編集・発行：

地球環境パートナーシッププラザ (GEIC)

〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学1F
Tel.03-3407-8107 Fax.03-3407-8164
<http://www.geic.or.jp/geic>

●開館時間：午前10時～午後7時30分（火～金曜）
午前10時～午後5時（土曜）

●休館日：日曜・月曜・祝日・年末年始・第4金曜日

環境パートナーシップオフィス (EPO)

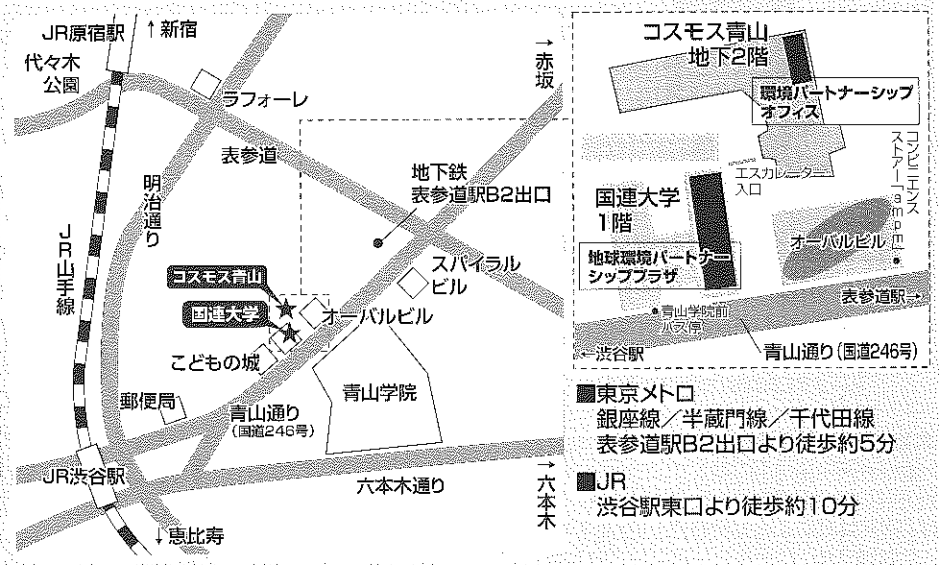
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山B2F
Tel.03-3406-5180 Fax.03-3406-5064

●利用時間：午前10時～午後9時（火～金曜）
午前10時～午後5時（土曜）

●業務時間：午前9時30分～午後6時

●休業日：日曜・月曜・祝日・年末年始

レイアウト・デザイン：株式会社メディアハウス



●東京メトロ
銀座線／半蔵門線／千代田線
表参道駅B2出口より徒歩約5分

●JR
渋谷駅東口より徒歩約10分



印刷サービスのグリーン購入に取り組んでいます。

●用紙：OKプリンス上質エコホワイト100（古紙配合率100%、白色度71%） ●インキ：大豆油インキを使用